○まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付要綱

平成２９年４月１日

決裁

（目的）

第１条　この要綱は、商業団体が行う中心市街地の賑わいにつながる施設又は設備の新設及び既存施設又は設備の機能向上に要する経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、にぎわいのある商業空間の形成と中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

（補助の対象となる商業団体）

第２条　この要綱において、補助の対象となる商業団体（以下「商業団体」という。）は、次に掲げるものとする。

(1)　商店街振興組合法（昭和３７年法律第１４１号）に基づく団体及びその団体が加盟する連合体の組織団体

(2)　前号に該当するもののほか次に掲げる要件を満たす団体又は実行委員会で株式会社まちづくり飛騨高山（以下「まちづくり会社」という。）が適当と認めるもの

ア　営利を目的としていないこと。

イ　代表者又は役員の定めのあること。

ウ　定款又はこれに準ずるものが定められていること。

エ　収支の経理が明確にされていること。

（補助対象事業等）

第３条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、商業団体が所有又は新規に取得し、かつ、維持管理施設を改修する事業とする。ただし、他の補助事業等により実施する場合は、補助対象事業としない。

２　補助金は、対象事業１事業につき１回限りとする。

（補助対象経費及び補助金）

第４条　前条に規定する事業の補助対象経費は次に掲げるものとする。

(1)　中心市街地の賑わい創出につながる施設又は設備の新設及び既存施設又は設備の機能向上

を目的とする整備費用

(2)　補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内の額（算出した補助金の額に千円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てる。）とする。ただし、１事業あたり２５０千円を限度とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする商業団体は、まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付申請書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えてまちづくり会社に提出しなければならない。

(1)　事業実施計画書

(2)　事業実施位置図

(3)　施工業者等の見積書及び施工図面

(4)　現況写真

(5)　商業団体の定款

(6)　補助対象事業に関する収支予算書

(7)　商業団体構成員名簿

(8)　その他まちづくり会社が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び通知）

第６条　まちづくり会社は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付決定書（別記様式第２号）により補助金交付申請者に通知するものとする。この場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（補助事業の変更等）

第７条　補助金の交付を受けた商業団体（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を変更又は中止しようとするときは、まちのにぎわい創出環境整備補助事業変更承認申請書（別記様式第３号）又はまちのにぎわい創出環境整備補助事業中止届（別記様式第４号）をまちづくり会社に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助事業者に変更が生じたときは、直ちに、まちのにぎわい創出環境整備補助事業者変更届（別記様式第５号）をまちづくり会社に提出し、その承認を受けなければならない。

　（変更の決定）

第８条　まちづくり会社は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ補助金の交付の適否又は補助金の交付内容の変更を決定し、まちのにぎわい創出環境整備補助事業変更・中止承認決定書（別記様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

　（実績報告等）

第９条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに、まちのにぎわい創出環境整備補助事業完了報告書（別記様式第７号）に次に掲げる書類を添えてまちづくり会社に提出しなければならない。

(1)　施工業者等の契約書（写）

(2)　施工業者等の請求書（写）及び領収書（写）

(3)　完成写真

(4)　補助事業に関する収支決算見込書

(5)　その他まちづくり会社が必要と認める書類

（補助金の交付）

第１０条　まちづくり会社は、前条の規定による補助事業完了報告書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業が完了したことを確認したのち補助金を交付するものとする。

　（交付請求等）

第１１条　補助事業者は、前条による審査完了後、まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付請求書（別記様式第８号）を提出しなければならない。

２　補助金の交付は、補助事業者の希望する金融機関の口座に振り込む方法により行うものとする。

（書類の整備及び保存）

第１２条　補助事業者は、補助事業に係る予算と決算の関係を明らかにした調書を作成し、その他の証拠書類とともに整備しておかなければならない。

２　前項の調書等は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から５年間保存しなければならない。

（検査等）

第１３条　まちづくり会社は、補助事業者に対して事業の適切な実施に関し必要な指示をし、若しくは報告を求め、又は職員をして検査させることができる。

（交付決定の取消又は補助金の返還）

第１４条　まちづくり会社は、補助事業者が次の各号の一に該当した場合は、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(3)　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行し、平成２９年度分の予算に係る補助金から適用する。

別記様式第1号(第5条関係)

|  |
| --- |
| まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付申請書年　　月　　日　　(あて先)　　　株式会社まちづくり飛騨高山　　　代表取締役社長　北　村　　斉申請者　住　所団体名　　　　　　　　　　代表者　 　　　　　　　　印　連絡先　　まちのにぎわい創出環境整備事業補助金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。記　補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円　補助対象事業の実施期間　　　年　　月　　日～　　年　　月　　日　(添付書類)　1　事業実施計画書　2　事業実施位置図　3　施工業者等の見積書及び施工図面　4　現況写真　5　商業団体の定款　6　補助対象事業に関する収支予算書　7　商業団体構成員名簿　8　その他まちづくり会社が必要と認める書類 |

別記様式第7号(第9条関係)

|  |
| --- |
| まちのにぎわい創出環境整備補助事業完了報告書年　　月　　日　　(あて先)　　　株式会社まちづくり飛騨高山　　　代表取締役社長　北　村　　斉申請者　団体名　　　　　　　　代表者　 　　　　　　印　　　　年　　月　　日付けをもって交付決定のありましたまちのにぎわい創出環境整備事業を完了しましたので、関係書類を添えて報告します。　　補助事業に要した経費　　　　　　　　　　　　　円　　補助金の額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　　補助事業の完了日　　　　　　　　　年　　月　　日　(添付書類)　(1)施工業者等の契約書(写)　(2)施工業者等の請求書（写）及び領収書(写)　(3)完成写真　(4)補助事業に関する収支決算見込書　(5)その他まちづくり会社が必要と認める書類 |

別記様式第8号(第11条関係)

|  |
| --- |
| 年　　月　　日　株式会社まちづくり飛騨高山代表取締役社長　北　村　　斉申請者　住所　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　印電話　　　　　　　　　　　まちのにぎわい創出環境整備事業補助金交付請求書　　　　　年　　月　　日付けで交付の決定を受けたまちのにぎわい創出環境整備事業補助金の交付について下記のとおり請求します。記1　請求金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　2　振込先　　　金融機関　　　　　　　銀行・信用金庫・信用組合・農業協同組合　　　　(支)店　　　口座番号　　普通・当座　　　口座名義　　　　　　　　　　　　　(カタカナ読み　　　　　　　　　　　　) |